

承認第2号

専決処分について（専決第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和3年4月22日提出

令和3年4月22日 承認 埴町長 官田 秀利

記

- 1 処分件名 令和2年度埴町一般会計補正予算（第8号）
- 2 処分年月日 令和3年3月30日

承認第3号

専決処分について（専決第3号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和3年4月22日提出

令和3年4月22日 承認

埴町長 宮田 秀利

記

- 1 処分件名 令和2年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算
(第4号)
- 2 処分年月日 令和3年3月30日

承認第4号

専決処分について（専決第4号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和3年4月22日提出

令和3年4月22日 承認

埴町長 官田 秀利

記

- 1 処分件名 令和2年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 2 処分年月日 令和3年3月30日

承認第5号

専決処分について（専決第5号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和3年4月22日提出

令和3年4月22日 承認

埴町長 宮田 秀利

記

- 1 処分件名 令和2年度埴町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 2 処分年月日 令和3年3月30日

承認第6号

専決処分について（専決第6号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和3年4月22日提出

令和3年4月22日承認

埴町長 宮田 秀利

記

- 1 処分件名 埴町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 2 処分年月日 令和3年3月31日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、埴町税条例等の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

埴町長 宮 田 秀 利

埴町税条例等の一部を改正する条例
(埴町税条例の一部改正)

第 1 条 埴町税条例（昭和 34 年埴町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>第 2 章 普通税</p> <p>第 1 節 町民税</p> <p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 280,000 円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該金額に 168,000 円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、</p>	<p>本則</p> <p>第 2 章 普通税</p> <p>第 1 節 町民税</p> <p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 280,000 円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族_____を有する場合には、当該金額に 168,000 円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、</p>

前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表に掲げるもの

イ (略)

ロ 所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 217 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ハ 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ニ 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附

前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表に掲げるもの

イ (略)

ロ 所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 217 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金（_____

_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ハ 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（_____

_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ニ 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附

<p>金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ホ 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>へ 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ト 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p>	<p>金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの_____</p> <p>_____を除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ホ 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（_____</p> <p>_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>へ 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金（_____</p> <p>_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ト 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの_____</p> <p>_____を除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p>
--	---

<p>チ 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>リ （略）</p> <p>ヌ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。</u>）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略） （個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第 36 条の 3 の 2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 給与所得者は、第 1 項及び第 2 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合</u>には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。</p>	<p>チ 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金（ _____ _____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>リ （略）</p> <p>ヌ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの _____ _____ 及び次号に掲げる寄附金を除く。）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略） （個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第 36 条の 3 の 2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 給与所得者は、第 1 項及び第 2 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている _____ 場合</u>には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。</p>
---	---

<p>次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</p>	<p>次条第4項 _____ おいて同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。_)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</p>
--	---

場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(特別徴収税額)

第 53 条の 8 第 53 条の 7 の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第 1 項の規定による申告書(以下この条、次条第 2 項及び第 3 項並びに第 53 条の 10 第 1 項において「退職所得申告書」という。)にその支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第 1 項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第 53 条の 3 及び第 53 条の 4 の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第 53 条の 9 (略)

2 (略)

3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をす

場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(特別徴収税額)

第 53 条の 8 第 53 条の 7 の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第 1 項の規定による申告書(以下本条、次条第 2 項及び第 53 条の 10 第 1 項において「退職所得申告書」という。)にその支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第 1 項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第 53 条の 3 及び第 53 条の 4 の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第 53 条の 9 (略)

2 (略)

(新設)

る者が令第 48 条の 18 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第 3 節 軽自動車税

(環境性能割の税率)

第 81 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第 451 条第 1 項 (同条第 4 項 又は第 5 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 1
- (2) 法第 451 条第 2 項 (同条第 4 項 又は第 5 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 2
- (3) (略)

(新設)

第 3 節 軽自動車税

(環境性能割の税率)

第 81 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第 451 条第 1 項 (同条第 4 項 _____ において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 1
- (2) 法第 451 条第 2 項 (同条第 4 項 _____ において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 2
- (3) (略)

附 則(昭和38年10月1日条例
第31号)

(個人の町民税の所得割の非課税の
範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を
課すべき者のうち、その者の前年の
所得について第33条の規定により
算定した総所得金額、退職所得金額
及び山林所得金額の合計額が、35万
円にその者の同一生計配偶者及び扶
養親族(年齢16歳未満の者及び控除
対象扶養親族に限る。以下この項に
おいて同じ。)の数に1を加えた数を
乗じて得た金額に10万円を加算し
た金額(その者が同一生計配偶者又
は扶養親族を有する場合には、当該
金額に32万円を加算した金額)以下
である者に対しては、第23条第1項
の規定にかかわらず、町民税の所得
割(分離課税に係る所得割を除く。)
を課さない。

2・3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払
った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度ま
での各年度分の個人の町民税に限
り、法附則第4条の4第3項の規定
に該当する場合における第34条の2
の規定による控除については、その
者の選択により、同条中「同条第1
項」とあるのは「同条第1項(第2号
を除く。)」と、「まで」とあるのは「ま
で並びに法附則第4条の4第3項の
規定により読み替えて適用される法
第314条の2第1項(第2号に係る

附 則(昭和38年10月1日条例
第31号)

(個人の町民税の所得割の非課税の
範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を
課すべき者のうち、その者の前年の
所得について第33条の規定により
算定した総所得金額、退職所得金額
及び山林所得金額の合計額が、35万
円にその者の同一生計配偶者及び扶
養親族

_____の数に1を加えた数を
乗じて得た金額に10万円を加算し
た金額(その者が同一生計配偶者又
は扶養親族を有する場合には、当該
金額に32万円を加算した金額)以下
である者に対しては、第23条第1項
の規定にかかわらず、町民税の所得
割(分離課税に係る所得割を除く。)
を課さない。

2・3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払
った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度ま
での各年度分の個人の町民税に限
り、法附則第4条の4第3項の規定
に該当する場合における第34条の2
の規定による控除については、その
者の選択により、同条中「同条第1
項」とあるのは「同条第1項(第2号
を除く。)」と、「まで」とあるのは「ま
で並びに法附則第4条の4第3項の
規定により読み替えて適用される法
第314条の2第1項(第2号に係る

<p>部分に限る。)]として、同条の規定を適用することができる。 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 (略)</p> <p>2 (略) (削る)</p> <p>3 <u>法附則第 15 条第 16 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第 15 条第 16 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。</p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 23 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>5 <u>法附則第 15 条第 24 項第 1 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>6 <u>法附則第 15 条第 24 項第 2 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>7 <u>法附則第 15 条第 24 項第 3 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>8 <u>法附則第 15 条第 25 項第 1 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>9 <u>法附則第 15 条第 25 項第 2 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p>	<p>部分に限る。)]として、同条の規定を適用することができる。 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第 15 条第 8 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 19 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第 15 条第 19 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。</p> <p>5 <u>法附則第 15 条第 26 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>6 <u>法附則第 15 条第 27 項第 1 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>7 <u>法附則第 15 条第 27 項第 2 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>8 <u>法附則第 15 条第 27 項第 3 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>9 <u>法附則第 15 条第 28 項第 1 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>10 <u>法附則第 15 条第 28 項第 2 号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p>
---	--

<p>10 <u>法附則第 15 条第 27 項第 1 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p>	<p>11 <u>法附則第 15 条第 30 項第 1 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p>
<p>11 <u>法附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p>	<p>12 <u>法附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p>
<p>12 <u>法附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p>	<p>13 <u>法附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p>
<p>13 <u>法附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p>	<p>14 <u>法附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p>
<p>14 <u>法附則第 15 条第 27 項第 2 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p>	<p>15 <u>法附則第 15 条第 30 項第 2 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p>
<p>15 <u>法附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p>	<p>16 <u>法附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p>
<p>16 <u>法附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p>	<p>17 <u>法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p>
<p>17 <u>法附則第 15 条第 27 項第 3 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p>	<p>18 <u>法附則第 15 条第 30 項第 3 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p>
<p>18 <u>法附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分</p>	<p>19 <u>法附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分</p>

<p>の1とする。</p> <p>19 <u>法附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 <u>法附則第15号第30項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(削る)</p> <p>23 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p>24 (略)</p> <p>25 (略)</p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 (略)</p> <p>2 <u>法附則第16条の2第1項</u>(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税</u>については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者</u></p>	<p>の1とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第30項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>21 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>22 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>23 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>24 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p>25 <u>法附則第15条第47項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p>26 (略)</p> <p>27 (略)</p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 (略)</p> <p>2 <u>法附則第16条の2第1項</u>(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和元年度及び令和2年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

がすべき申告等)

第 10 条の 5 法附則第 16 条の 3 第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日 (第 54 条第 6 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 16 条の 3 第 6 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1 月 31 日) までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) 並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 5 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係

(2) 法附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 30 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 3 第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項 (同条第 7 項におい

て準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、

<p><u>種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p><u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p><u>(5) 法附則第 16 条の 3 第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p><u>4 法附則第 16 条の 3 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p> <p><u>(土地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</u></p> <p>第 11 条（略）</p> <p><u>(令和 4 年度又は令和 5 年度における土地の価格の特例)</u></p> <p>第 11 条の 2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）</p>	<p><u>(土地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</u></p> <p>第 11 条（略）</p> <p><u>(令和元年度又は令和 2 年度における土地の価格の特例)</u></p> <p>第 11 条の 2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）</p>
---	---

を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、令和 4 年度分又は令和 5 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地であつて、令和 5 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

- 第 12 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の

を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和 2 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和 2 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

- 第 12 条 宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の

2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分_____の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該

2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額_____

_____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該

<p>固定資産税額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和 4 年度分及び令和 5 年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし</p>	<p>固定資産税額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は</u>、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし</p>
---	--

<p>た場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第 13 条 農地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定</p>	<p>た場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第 13 条 農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定</p>
--	---

める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)

を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(表は省略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までから第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する

める率を乗じて得た額()に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(表は省略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までから第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する

特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

3～5（略）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）
第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間（附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第 15 条の 2 の 2（略）

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車

特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

3～5（略）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）
第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項_____において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間（附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第 15 条の 2 の 2（略）

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車

は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3・4 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表は省略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、

_____当該軽自動車令和2年

_____において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3・4 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表は省略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年

4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表は省略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条 _____ において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、 _____

_____ 当該ガソリン軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表は省略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、 _____

4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表は省略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、 当該ガソリン軽自動車

が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表は省略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、 当該ガソリン軽自動車

が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に

<p>_____ 当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)</u> に対する <u>第82条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車<u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)</u> に対する <u>第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた</p>	<p><u>初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p><u>場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u> <u>が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号</u> <u>指定を受けた場合には令和 5 年度分</u> <u>の軽自動車税の種別割に限り、第 3</u> <u>項の表の左欄に掲げる同条の規定中</u> <u>同表の中欄に掲げる字句は、それぞ</u> <u>れ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	
<p>8 <u>法附則第 30 条第 8 項の規定の適用</u> <u>を受ける三輪以上のガソリン軽自動車</u> <u>(前項の規定の適用を受けるもの</u> <u>を除き、営業用の乗用のものに限</u> <u>る。)</u> <u>に対する第 82 条の規定の適用</u> <u>については、当該ガソリン軽自動車</u> <u>が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3</u> <u>月 31 日までの間に初回車両番号指</u> <u>定を受けた場合には令和 4 年度分</u> <u>の軽自動車税の種別割に限り、当該ガ</u> <u>ソリン軽自動車</u><u>が令和 4 年 4 月 1 日</u> <u>から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初</u> <u>回車両番号指定を受けた場合には令</u> <u>和 5 年度分の軽自動車税の種別割に</u> <u>限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同</u> <u>条の規定中同表の中欄に掲げる字句</u> <u>は、それぞれ同表の右欄に掲げる字</u> <u>句とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>
<p>第 16 条の 2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 8 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等</p>	<p>第 16 条の 2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車</p>

<p>(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2 法附則第 56 条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成 24 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。</u></p>	<p>(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2 法附則第 56 条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成 24 年度から令和 3 年度までの各年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

(埧町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 埧町税条例(令和2年埧町条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税</p> <p>(法人の町民税)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2~8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10~14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行</p>	<p>本則</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税</p> <p>(法人の町民税)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2~8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第52項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第52項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10~14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第61項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行</p>

う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の4第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限

う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限

る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第 52 条 (略)

2 (略)

3 第 50 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第 48 条の 15 の 4 第 4 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附 則(昭和 38 年 10 月 1 日条例第 31 号)

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第 4 条 当分の間、日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5 パーセント

る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第 52 条 (略)

2 (略)

3 第 50 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附 則(昭和 38 年 10 月 1 日条例第 31 号)

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第 4 条 当分の間、日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5 パーセント

以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第 2 項の規定により第 52 条第 1 項 _____ に規定する延滞金の割合を前条第 2 項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第 321 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限 _____

_____ が当該年 5.5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第 52 条の規定による延滞金について当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第 52 条第 1 項 _____ に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合

以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第 2 項の規定により第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の割合を前条第 2 項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第 321 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限が当該年 5.5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第 52 条の規定による延滞金について当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合

<p>(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合) とする。</p> <p>2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間 _____ の末日後 2 月を経過した日の前日 (その日が民法第 142 条に規定する休日、土曜日又は 12 月 29 日、同月 30 日若しくは同月 31 日に該当するときは、これらの日の翌日) をいう。</p>	<p>(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合) とする。</p> <p>2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は<u>法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間</u>の末日後 2 月を経過した日の前日 (その日が民法第 142 条に規定する休日、土曜日又は 12 月 29 日、同月 30 日若しくは同月 31 日に該当するときは、これらの日の翌日) をいう。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中埴町税条例第 34 条の 7 第 1 項第 1 号の改正規定及び同条例附則第 6 条の改正規定並びに次条第 1 項の規定 令和 4 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中埴町税条例第 24 条第 2 項、第 32 条第 1 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 埴町税条例附則第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律 (令和 3 年法律第 号) 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の埴町税条例 (以下「新条例」という。) 第 34 条の 7 第 1 項第 1 号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日 (以下この条及び附則第 4 条第 1 項において「施行日」という。) 以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第 1 条の規定による改正前の埴町税条例 (次項及び第 3 項において「旧条例」という。) 第 34 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項

に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号。第 5 項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第 15 条第 41 項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第 41 項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第 41 項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第 41 項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第 41 項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先

端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第 10 条の 2 第 26 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和 3 年 4 月 1 日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該施行の日が 1 月 1 日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和 3 年 4 月 1 日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第 10 条の 2 第 26 項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 50 条第 2 項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 38 条第 2 項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第 4 条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第7号

専決処分について（専決第7号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和3年4月22日提出

令和3年4月22日承認

埴町長 宮田 秀利

記

- 1 処分件名 埴町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 処分年月日 令和3年3月31日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、埴町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

埴町長 宮 田 秀 利

埴町税特別措置条例の一部を改正する条例

埴町税特別措置条例（昭和 58 年埴町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本則 （過疎地域における課税免除）</p> <p>第 3 条 過疎地域内において、平成 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間（当該地域が当該期間内に当該過疎地域に該当しないこととなる場合には、平成 4 年 4 月 1 日からその該当しないこととなる日までの期間）内に、過疎法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の配置分合又は境界変更に伴い同法第 33 条第 1 項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄又は第 45 条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 12 条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄又は第 45 条</p>	<p>本則 （過疎地域における課税免除）</p> <p>第 3 条 過疎地域内において、平成 4 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間（当該地域が当該期間内に当該過疎地域に該当しないこととなる場合には、平成 4 年 4 月 1 日からその該当しないこととなる日までの期間）内に、過疎法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の配置分合又は境界変更に伴い同法第 33 条第 1 項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄又は第 45 条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 12 条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄又は第 45 条</p>

第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が27,000,000円を超えるもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した青色申告者等に対しては、当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(平成4年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

(地域経済牽引事業促進区域における課税免除)

第4条の2 地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による同意を得た同条第1項に規定する基本計画(地域経済牽引事業促進法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの)において定められた地域経済牽引事業促進区域内において、当該同意(令和5年3月31日までに行われた同意に限る。)の日(以下この条において「同意日」という。)から起算して5年以内に、地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事

第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が27,000,000円を超えるもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した青色申告者等に対しては、当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(平成4年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

(地域経済牽引事業促進区域における課税免除)

第4条の2 地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による同意を得た同条第1項に規定する基本計画(地域経済牽引事業促進法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの)において定められた地域経済牽引事業促進区域内において、当該同意(令和3年3月31日までに行われた同意に限る。)の日(以下この条において「同意日」という。)から起算して5年以内に、地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事

業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条に規定するもの（以下この条において「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第 14 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該設置対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることになった年度から 3 箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条に規定するもの（以下この条において「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第 14 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該設置対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることになった年度から 3 箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

承認第8号

専決処分について（専決第8号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和3年4月22日提出

令和3年4月22日 承認

埴町長 宮田 秀利

記

- 1 処分件名 埴町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 処分年月日 令和3年3月31日

専 決 処 分 書

地方地自法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、埴町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

埴町長 官 田 秀 利

埴町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

埴町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 24 年埴町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
本則 （課税免除） 第 2 条 復興産業集積区域内において、当該復興産業集積区域に係る認定の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、東日本大震災復興特別区域法第 43 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 23 年総務省令第 168 号）第 1 条第 1 号に規定する対象施設等（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第 2 条第 3 項第 2 号イ（福島復興再生特別措置法第 74 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同号ロ（同法第 75 条の規定により読み替えて適用する場合を	本則 （課税免除） 第 2 条 復興産業集積区域内において、当該復興産業集積区域に係る認定の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、東日本大震災復興特別区域法第 43 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 23 年総務省令第 168 号）第 1 条第 1 号に規定する対象施設等（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第 2 条第 3 項第 2 号イ（福島復興再生特別措置法第 74 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同号ロ（同法第 75 条の規定により読み替えて適用する場合を

<p>含む。)に掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは法第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項(福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する指定法人に該当するものであって、認定の日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に当該指定事業者又は当該指定法人の指定を受けたものに限る。)に対しては、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(認定の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課税されることとなった年度から5箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。</p>	<p>含む。)に掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは法第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項(福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する指定法人に該当するものであって、認定の日から<u>平成33年3月31日</u>までの間に当該指定事業者又は当該指定法人の指定を受けたものに限る。)に対しては、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(認定の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課税されることとなった年度から5箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。</p>
--	---

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。